

1 八 戸 漁 業 用 海 岸 局

I 事 業 目 的

漁船の指導と海難防止を確立するため試験船、取締船、一般漁船との間に効率的な無線通信を行なうことにより、操業秩序の維持、漁場管理を適正にし、併せて漁業経営の合理化と人命財産の保全に資する。

II 事 業 内 容

1. 実施期間 昭和46年4月～47年3月

2. 交 信 海 域

本州海域、日本海全域、北海道海域、カムチャツカ、ハワイ、ウエーキ、アラスカ、アリューシャン、ベーリング、カナダ、オーストリア、オホーツク海千嶋近海、赤道以北の太平洋海域。

3. 担 当 者

主任通信士 佐々木 光 男

技 師 尾 崎 義 陸

技 師 目 時 利 悦

技 師 日下部 恒 雄

4. 取扱通信種別

(1) 漁業指導監督通信

A サケ、マス漁場位置漁獲報告通信（水産庁関係）

B サンマ調整通信（水産庁関係）

C イカ、サバ調整通信（水産庁関係）

D オットセイ監視通信（水産庁関係）

E キワダ規制通信（水産庁関係）

F 日韓共同水域位置報告通信（水産庁関係）

G フグ網位置報告通信（水産庁関係）

H 漁海況水温報告通信（水産庁、県）

I 北部海域（146度以東）位置報告通信（海保関係）

J 南方海域出漁船位置報告通信（海保関係）

K R点海域出漁船位置報告通信（海保関係）

L 170度以東位置報告通信（海保関係）

M 北海道カニ規制報告通信（北海道庁）

N 気象観測報告通信（気象庁）

O 航行警告、周知通信

(2) 気 象 通 信

(3) 保 安 通 信

(4) 遭難、緊急、安全通信

(5) 漁 況 放 送

(6) 非常無線通信（A1 4630 K H Z）

(7) 漁 業 通 信

(8) 内 航 通 信

(9) 公 衆 無 線 通 信

5. 通 信 方 法

(1) 無線電信、電話による送信、受信

- (2) 気象、漁海況のテレックス送信、受信
- (3) 遭難波 27, 524 K H Z 専用受信
- (4) 24 時間連続勤務

Ⅲ 事業結果

第 1 表 管内船舶局数

設 備 年 月 日	電 信	電 話	準 加 入	合 計
昭和 46. 3. 31 現在	49 隻	554 隻	A1 13 A3 10	626 隻
昭和 47. 3. 31 現在	56 隻	551 隻	A1 21 A3 59	687 隻
前 年 度 比	114 %	99 %	A1 161 % A3 590 %	109 %

第 2 表 管内船舶局無線従事者選任状況

資 格 年 月 日	3 級	電 話 級	特 技	計
昭和 46. 3. 31 現在	57 人	373 人	甲 89 人 レーダー 38 人	557 人
昭和 47. 3. 31 現在	63 人	352 人	甲 38 人 レーダー 28 人	481 人
前 年 度 比	110 %	94 %	42 % 73 %	86 %

第 3 表 管内船舶局無線従事者選解任件数

選解任別 年 月 日	選 任	解 任	備 備
昭和 46. 3. 31 現在	481 件	463 件	
昭和 47. 3. 31 現在	512 件	588 件	
前 年 度 比	106 %	126 %	

4. 取扱通信実績

区分 通信種別	通 数 (件 数)	時 間 (分)	一 日 平 均 通 数 (件)	一 日 平 均 時 間 (分)	備 考
漁 業 通 信					
送 信	7, 150		19. 5		
受 信	108, 341		296. 8		
小 計	115, 487	93. 821	316. 3	257	
気 象 通 信	2, 300	11. 663	6. 3	31. 9	
漁 況 放 送	365	5. 135	1. 0	14. 0	
指 導 監 督	31, 405	27. 851	86. 0	76. 3	
調 整 周 知	64	3. 137	0. 17	8. 59	
事 故 通 信	34, 134	47. 826	93. 4	130. 7	
小 計					
内 航 通 信					
送 信	475				
受 信	3, 955				
小 計	4, 430	6. 809	12. 1	18. 6	
公 象 通 信					
発 信	4, 635				
着 信	2, 185				
小 計	7, 820	13. 344	21. 4	36. 5	
総 計	161, 871	161. 800	443. 2	442. 8	
前 年 度 計	150, 349	157. 699	142	432	
前 年 度 比	107 %	102 %	107 %	102 %	

5. 講習訓練等実施状況

(1) 非常無線通信訓練実施

使用周波数 A 1 4630 KHZ

実 施 期 日

A	S 4 6.	5. 1 3	0 9 0 0 ~ 1 6 0 0
B	S 4 6.	5. 1 4	0 9 0 0 ~ 1 6 0 0
C	S 4 6.	7. 1	1 3 0 0 ~ 2 1 0 0
D	S 4 6.	7. 2	1 3 0 0 ~ 2 1 0 0
E	S 4 6.	7. 2 9	0 9 0 0 ~ 1 6 0 0
F	S 4 6.	7. 3 0	0 9 0 0 ~ 1 6 0 0

(2) 電話級無線通信士養成講習

期 日 S 4 7. 1. 6 ~ S 4 7. 3. 3 ま で

会 場 八戸市鮫町魚市場厚生会館

希 望 者 8 9 名

受 講 者 6 5 名

受 検 者 5 8 名

合 格 者 5 4 名

(3) 実務講習会

期 日 S 4 7. 3. 1 8
場 所 漁連研修所
内 容 新免許受有者 5 4 名対象講習

(4) 気象講習会

期 日 S 4 7. 2. 2 5
場 所 第 2 魚市場ホール
対象者 船頭、通信士 約 8 0 名

6. 参 観 状 況

期 日	参 観 者	人 数	目 的
S 46. 6. 3	相馬局長、組合長他	1 0	施設運用視察
6. 25	郵政省周波数課係長	3	周波数使用状況視察
7. 2	東北電波監理局長他	2	業務視察
7. 12	県水産課長他	6	施設業務調査
7. 5	J R C 技師長工場長他	6	施設調査
8. 28 ～ 31	電通大宮坂助教他	1 0	実験調査
9. 28	福島県水産課長補佐磐城市水産課長他	6	施設運用調査
11. 29	東北電通局委託業務係長他	3	公象電報運用調査
S 47. 2. 4	水高通信科生徒	3 8	施設運用見学
3. 1	電話級受講生	5 8	運用実習
3. 4	郵政省総務課長東北電監総務部長他	4	業務視察

IV 事業の成果及び今後の課題

1. 今後の課題

- (1) 県職員不足（総員 1 5 名中県職員が、4 名のため公務員法の適用による海岸局運営が不可能）
- (2) 海岸局周波数が附近民家のテレビ受像に妨害を与えて電波公害となっているので早急に移転を要す。